

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 0 号
件 名	所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを求めることについて
要 旨	<p>私たち中小零細企業の家族従業者は、所得税法第 56 条の配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）により、働き分（自家労賃）を必要経費として認められていません。所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者の働き分（自家労賃）や人権を社会的に公正に評価することを求め、所得税法第 56 条を廃止するよう国及び政府関係機関に意見書を提出していただきたく、下記のことを新潟市議会に陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出すること。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 7 年 9 月 17 日 総務常任委員会
受 理	令和 7 年 8 月 28 日 第 296 号